

## 5 通級指導のQ & A

### (1) 通級による指導の位置づけ

**Q1**

通級による指導は、どのような教育形態ですか、また、教育課程上どのように位置づけられているのでしょうか？

**A**

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき実施するものです。これは、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科等は通常の学級で学習し、特別の指導を通級指導教室で受けるという教育形態です。

教育課程の位置づけは、児童生徒が属する学年の通常の教育課程に、通級による特別の教育課程を一部加える又は振り替えるということとなります。

また、他の学校で通級による指導を受ける場合であっても、在籍校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができると規定されています。つまり、他校通級の場合も教育課程上の扱いは同様となります。

具体的には、通常の学級での学習の他、通級指導教室で週1から8単位時間（LD及びADHDについては、月1単位時間から可能）の自立活動の指導を受けることです。また、必要に応じて教科の補充指導を受けることもできます。

### (2) 指導対象の判断等

**Q2**

通級による指導が必要かどうかの判断は、どのようにして行われるのでしょうか？

**A**

通級による指導が必要かどうかの判断は、市町村教育委員会が行うこととなります。

在籍校の校長からの報告や保護者からの申し出などにより、市町村教育委員会は、当該児童生徒に通級による指導が必要かどうか、就学支援委員会の意見を十分に踏まえ、判断することとなります。

**Q3**

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒は、すべて通級による指導を受けることはできますか？

**A**

通級による指導の対象とすることができる児童生徒の障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（P 7, 8 参照）の中に示されているとおりです。

この通知に規定されていない障害の種類及び程度のある児童生徒は、通級による指導の対象とならないので、指導を受けることはできません。

**Q4**

就学前の幼児や中学生は、通級による指導の対象になりますか？

**A**

通級による指導は、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒に対して行われるもので、中学生は対象となりますが、幼児については、通級による指導の対象とはなりません。

しかしながら、障害の早期発見や適切な指導等の早期対応は、幼児の望ましい発達を図る上で大きな効果がありますので、通級指導担当者が、本務に支障のない範囲で幼児の教育相談に応じることは差し支えありません。

なお、中学生の場合は、中学校に設置された通級指導教室において、指導を受ける必要があります。他に、特別支援学校に設置する通級指導教室でも指導を受けることができます。



ことばの指導場面（保護者同席で）

**Q5**

通級による指導の記録は、どのように作成すればよいでしょうか？

**A**

通級による指導の記録については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日14文科初第291号）の留意事項で示されています。

児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、在籍校においては、指要録に、「通級による指導を受ける学校名」「通級による指導の授業時数」「指導期間」「指導内容」「結果」その他必要な事項を記入することになります。また、通級指導校においては、他校通級の児童生徒について適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成することになります。（P4～6参照）

なお、記載すべき事項や様式については、県の教育課程編成要領や埼玉県特別支援教育研究会研究集録等の資料が参考になります。

**Q6**

通級による指導の評価は、どのようにしたらよいですか？

**A**

個別の指導計画に基づく指導の評価は、定期的を実施することが大切です。長期目標と短期目標を設定しているので、それぞれの期間に設定した目標と指導内容について、児童生徒の様子から評価を行います。評価に当たっては、在籍学級担任は、通級指導担当者からの報告をもとに、関係者の報告も含め、検討することが重要です。そのために、日ごろから密に連絡を取り合い、児童生徒の様子や変容について情報交換を行うなど、連携や協力が大切です。

また、評価をもとに改善点を明らかにし、個別の指導計画の修正を図り、さらに、よりよい指導が実現できるように努める必要があります。

通級指導校は、在籍校に対して、学期毎の指導報告書等で一人一人の指導内容や課題、今後の指導予定などについて、定期的に報告する必要もあります。

### （3）通級指導教室の設置状況・通学方法

**Q7**

どこの通級指導教室に通うことができるのか、どうすれば分かりますか？

**A**

原則として、居住市町村内の通級指導教室に通うこととなります。ただし、居住市町村に当該障害種の通級指導教室がないとき、近隣の市町村に設置する通級指導教室又は県立特別支援学校の通級指導教室に通うことが可能な場合があります。

通級指導教室設置状況等については、本書巻末の参考資料又は県特別支援教育課ホームページを参照してください。

**Q8**

他校の通級指導教室で指導を受ける場合、児童生徒の通学は、どのようになりますか？

**A**

保護者の責任で対応してもらうこととなります。交通手段についても、同様となります。

通級による指導を受けるために通学する場合、当該児童生徒が在籍する学校の管理下となります。

万が一、通学時に事故にあった場合は、(財)スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。

#### (4) 通級指導教室の開設にあたって

**Q9**

通級指導教室以外で通級による指導を実施する場合は、どのような場所がありますか？

**A**

通級指導教室以外の場で実施する通級による指導については、特別支援学級や教育センター、特別支援学校などの場所を活用することが考えられます。

特別支援学級で通級による指導を行う場合は、特別支援学級での授業が行われていない時間や放課後に行うなどの配慮が必要です。

例外的に、教育センターなどの学校以外の施設を通級指導教室として活用することもできます。ただし、この場合、通級指導校の巡回指導として位置付けることとなります。通級指導担当者は、通級指導校に所属した上で、巡回指導に必要な時間を例外的に設置した通級指導教室に向向いて指導を行うことが必要です。学校以外の場所で通級による指導を行う場合であっても、学校教育の一環として実施するためには、いくつかの条件があり、最終的に通級指導校の校長の管理下で運営されることが必要です。

また、特別支援学校で通級による指導が行われる場合もあります。その際、原則として、加配された教員が担当することとなりますが、これ以外の教員が特別支援学級と同様に本務に支障のない範囲で実施することも可能です。

# Q10

国からの加配教員以外の者が通級による指導を行うことができますか？

## A

通級による指導は、必ずしも国からの加配教員がなければ行えないというのではなく、通級による指導の対象となる児童生徒がいて、教員による障害の状態の克服・改善に向けた指導が適切に行われるなら、法令に基づいた通級による指導であるということがいえます。

つまり、特別支援学級の担当の教員が、空き時間等を利用して通級による指導を放課後等に行う場合も、正規の通級による指導とすることができます。

# Q11

通級指導担当者の役割にはどのようなものがありますか？

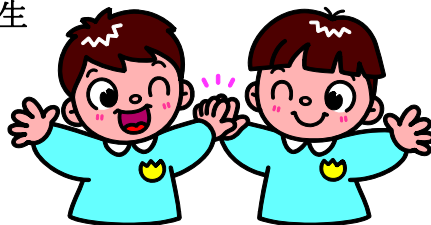
## A

通級指導担当者には、小中学校の教育課程に位置づけられた通級による指導を実施する他、次のような役割もあると考えられます。

### ① 在籍学級担任に対しての情報提供や助言

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、児童生徒が大半の時間指導を受けている在籍学級担任が児童生徒の障害の状態等について正しい理解と認識を持つ必要があります。

そのためには、通級指導担当者は在籍学級担任に対して、必要な情報提供や助言を行うことが大切です。また、児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導を行うため、通級指導担当者が特別支援教育コーディネーターの協力を得てケース会議などを開催することも必要な場合もあります。さらに、他校通級の場合は、定期的な在籍校訪問を行う場合もあります。



このような情報提供や助言、在籍校訪問などの活動は、通級による指導を効果的かつ充実するために大切なものであり、通級指導担当者の重要な役割の一つと言えます。

## ② 学校運営への積極的な参画と理解啓発

通級指導担当者は、通級指導教室が設置する学校の一教室であることを十分に認識する必要があります。通級指導担当者は、企画運営委員会等のメンバーとして、積極的に学校運営へ参画することが大切です。また、校内委員会や生徒指導部、教育相談部等にも所属して、通級による指導や児童生徒の障害の状態の理解の理解や望ましい支援方法について、継続的な理解啓発を図ることも必要です。

## ③ 保護者に対する相談窓口

通級指導担当者は、通級する児童生徒の保護者との面談を行うだけでなく、その専門性を生かして、広く地域の保護者の相談窓口としての役割を担うことも期待されます。

# Q12

通級による指導と特別支援学級支援籍学習との違いは？

# A

発達障害を含む障害のある児童生徒が、その障害に応じた専門的な指導を受けるという意味では、両者に共通点があります。

通級による指導は、対象となる児童生徒が限定（知的障害を伴わない言語障害や自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱）されるのに対し、支援籍学習においては、特に対象となる障害の種類及び程度を限定していないという違いがあります。

また、通級による指導は、市町村において定める「通級による指導実施要綱」に基づいて行われるものであり、支援籍学習は、県の実施要項に基づいて実施されることにおいても違いがあります。

通級による指導と支援籍学習については、それぞれの趣旨を踏まえながら、適切に実施されることが大切です。



難聴児のための教室経営  
(子どもの作品を生かして)